

**[判例研究] 総会屋関係者に対する銀行融資と心裡留保（?事件 東京高判平成一二年四月一日、?事件 東京高判平成一二年五月二四日金融・商事判例一〇九五号一四頁）**

その他のタイトル	[Case Study] Nochmals die Wirksamkeit des geheimen Vorbehalts
著者	?森 八四郎, 岡田 愛
雑誌名	關西大學法學論集
巻	52
号	6
ページ	1829-1859
発行年	2003-03-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00023503">http://hdl.handle.net/10112/00023503</a>

## 総会屋関係者に対する銀行融資と心裡留保

①事件 東京高判平成二二年四月二一日、  
②事件 東京高判平成二二年五月二四日金融・商事判例一〇九五号一四頁

高 森 八 四 郎  
岡 田 愛

一 東京高判平成二二年四月二一日、東京高判平成二二年五月二四日の二つの判例

二 研 究

三 ま と め

一 東京高判平成二二年四月二一日、東京高判平成二二年五月二四日の二つの判例

本件は、①総会屋のメンバーではないが、深く関与している社会保険労務士に対する銀行の貸付金返還請求と、②総会屋のボスの妻に対する貸付金返還請求が問題となった事例である。同一背景であるにもかかわらず一審で結論が分かれ、控訴審でそれぞれの原審を取り消したうえで、異なる結論が下された。

控訴審で注目される点は、①事件では契約当事者を名義上の借主Yとしたうえで、心裡留保を問題としているのに

総会屋関係者に対する銀行融資と心裡留保

対し、②事件では、契約当事者を名義上の借主ではなく、実質的な借主である総会屋のボスと判断し、心裡留保の点について判断をしていない点である。同一背景であるにもかかわらず、原審で判決が分かれ、さらに控訴審でも逆転した理由の一つとして事実認定の差異があると考えられるが、この点について、銀行実務の観点から妥当性を検討する。さらに、前回（原審判決の研究・法学論集五一巻六号一四二頁）の、九三条但書における「真意」についての検討に引き続き、今回、本件の二つの判例と同じような名義貸しのケースにおいて、九三条但書が問題となった事案について、裁判所の判断を検討する。

### 【①事件】

①事件は、X銀行のY（総会屋のメンバーではないが関係のあった社会保険労務士）に対する手形貸付の方法による金銭消費貸借契約が、実質的にはAをボスとする総会屋グループに対する迂回融資であったというものである。原審と異なる事実の認定がなされている部分を中心に、事実の概要を述べる。

### 【事実の概要】

X（第一勧銀）は、Yに対し、昭和六二年三月に金四億九千万円、平成二年四月に金三億円を手形貸付の方法による金銭消費貸借契約によって貸し付けたことがあった（本件貸付一、本件貸付二）。ここに至る経緯の中、本件取引に先立って、総会屋の会長AからXに融資を頼んでくるよう言われたメンバーのCがX本店総務部のN次長に融資を申し込んだが、会長であるA自体への融資は問題があり、さらに総会屋の他の構成員にも融資はできないと明確に断られた。そこでCが、Yは社会保険労務士の

資格を有する者であり、株券を担保に差し入れるが融資は可能かと申し入れたのに対し、N次長は、融資金が事実上Aに流れることを認識しつつ、担保株券が上場会社のもので、今後相場も上昇すると見込まれたため総務部内での検討の結果これを認めた。その際、Yの資産を調査することはなかった。なお、担保株券の大半はAもしくは総会屋グループのメンバーの名義となっていた。Yは、Aから融資の借入人となるよう頼まれ、これを承諾して言われたとおり口座を開設し、書類に署名押印したが、融資金の使途などには一切関知しておらず、Y名義の預金通帳はAが保管していた。しかし、印鑑はYが管理し、Aは押印が必要なつど、Yに指示して押印してもらっていた。

その後、毎年返済期日前になるとN次長からAに連絡が入り、Aが利息金を負担して約束手形の書換えを行い、元本が返済されることなく平成一〇年まで期限が延長されてきた。なお、この手形の書換えの際、Y自身が署名押印していた。その後、総会屋との癒着が非難を浴びてXの経営陣が交代し、XからYへの貸金返還請求がなされた。

原審と異なる事実認定としては、XはAに対する融資はできないと明確に断ったうえで本件融資を受けるには総会屋グループの構成員でない者が借主にならなければならないと言明していること、Yはこれを承知で名義貸しを承諾していること、また、Aが本件貸付を自己に対する貸付であるとして利息を弁済提供したのに対し、XがAへ貸付をしたことはないといつてその受領を拒絶していること、がある。XからのYに対する返還請求に対し、Yは心裡留保による無効を主張した。

【原審】（東京地判平成一一年一〇月二五日、金融・商事判例一〇八二号四二頁） Xの請求棄却

「心裡留保とは、表意者が表示行為に対応する真意のないことを知りながらする意思表示であつて、表示行為と表示意思との間に齟齬が存することをいうものではない。Yは、確かに、……署名押印することの法的意味・効果を認識し、それを行うことで外形上は自分が本件貸付の債務者となることを十分認識していたのであつて（したがって、Yは自己の表示行為の意味内容は十分認識していた。）その点はXの主張のとおりではあるが、前記認定のとおり、その法的効果を自己に帰属させようとする意思、

すなわち内心の効果意思までは有していなかった（真実は自分が債務者ではなく単に名義を貸すだけであるとしか認識していなかった）のであるから、Yには表示行為に対応する真意がなかったことおよびYがその事実を認識していたことは明らかである。」としたうえで、Xの悪意を認定し、九三条但書によりYへの返還請求を否定していた。

【判旨】 原判決取消（Xの請求認容）

上記の事実より、Yは「その返済に際しては実質上は何らの資金を要する必要もないと考えていたことが認められる」としたが、「Yは、本件各貸付契約上の法的な借主は自己であつて、それによる法的義務は自己が負うことを認識していたものというべきであり、Xにおいては、終始一貫して本件各貸付における法的当事者はYであるとして手続き処理していたのであるから、……迂回融資のためにする目的があつたとしても、本件各貸付契約締結行為自体につきYに心裡留保があり、Xがそれを了知していたと認められず、右契約は無効であるということとはできない。」とした。

【②事件】

本件もX銀行からA'（総会屋のボスAの妻。本来被告Yとすべきであるが、①事件との混同を避けるためA'とする）への手形貸付の方式による金銭消費貸借であるが、原審と事実認定が大きく異なっている部分があるので、控訴審での認定事実を、原審と異なつた部分を中心に挙げる。

【事実の概要】

Xは総会屋グループの会長の妻A'と、昭和六三年三月一日手形貸付により三億円（本件取引たる）金銭消費貸借契約を締結した（四回目の融資）。ところで、本件融資の前、昭和六一年五月にX・A'間に銀行取引約定書の締結がなされて以来、一億

円（一回目の融資）、同年八月に二億五千万円（二回目の融資）、昭和六二年一〇月に三億円（三回目の融資）がA'に対してなされてきたが、これらはいずれも返済されている。このような状況のもとで、本件貸付が行われ、その際、Xに当時の株価による時価合計四億三六二六万一〇〇〇円の有価証券の担保が差し入れられた。但し、名義は大半がAもしくは総会屋グループのメンバーのものであった。また、手形の署名はA'のものとして認定されず、今回の取引でA'の署名とされたものは、①一回目の融資の際に作成された銀行取引約定書、②本件融資にかかる有価証券担保差入証書、③本件融資の日付の普通預金払戻請求書、および平成元年三月一五日の払戻請求書、④三回目の融資から使用されたA'名義の普通預金口座にかかる届出印の変更届、印鑑届、および普通預金印鑑票のみである。もともと、A'名義の預金通帳及び届出印はAが保管しており、自由に使用が可能であったうえ、以前の融資についての弁済は、銀行からA'に対して連絡があり、AがA'名義で支払っていた。また、①事件と同様に、その後手形書換えによる弁済期延期がなされていたが、①事件と異なり、A'自身が関与したことはない。

このような事実のもと、A'に対し、貸金返還請求訴訟が提起されたが、A'は心裡留保により無効となると主張した。

【原審】（東京地判平成一一年一〇月二五日 判例時報一七二九号四七頁、金融・商事判例一〇八二号四二頁）Xの請求認容「本件融資は、被告側においては、おそらくA'のための資金需要があったために、A'を介在させて融資を求めたもので、A'自身にいわば身代わりのな債務者となるしかないことの認識があり、原告側においては、絶ち難い関係のあった総会屋から求められた忌避すべき融資案件であったものの、通常の融資と同様の十分な担保を伴った案件であって、あくまで融資の相手方自体は総会屋でなかったからこそ、これに応じたものであろうことが指摘できるところである。……Xは、A'の名義を借用してA'との取引をする意思は毛頭なく、A'も、そのような事情を理解して自ら債務者となったものというべきであるから、A'において、本件融資にかかる意思表示につき心裡留保にいう表示上の効果意思と真意との間に何らの齟齬もない」ことから、心裡留保の主張は失当として否定し、Xの請求を認めた。

【判旨】 原判決取消（Xの請求棄却）

「以上認定したところによれば、本件融資はXとAとの間で行われたものではなく、XとAとの間で行われたものと認めるのが相当である。……確かに、第一回目の融資が行われるについてはAが自ら銀行取引約定書及び約束手形に署名したことから（Aに真に債務負担の意思があつたか否か、また、Aに真に債務負担の意思がなかつたとしてXがそのことを知りまたは知りうべきであつたか否かが問題となるとしても）、外形的にはAが債務者であると一応認めることができるが、しかし、本件融資については、前記認定のとおり、A自身の署名がある文書としては、本件融資の日の前日付けの有価証券担保差入証書及び当日付けの普通預金払戻請求書があるだけで、本件融資に係る約束手形にA自身が署名した事実を認めるに足りる証拠がなく、Aが本件融資が行われたことを認識していたかどうか疑問を否定することができない。」また、「Xは、昭和六三年三月当時、総会屋として活動していたAと良好な関係を保つために、Aからの融資申し入れを断ることができず、そうかといつて、Aに対して直接融資することは総会屋の活動に協力することがあまりに明白となつてはばかられたため、実質的にはAへの融資であると認識しながら、その妻であるA'の名義で融資をしたものであることが容易に推認することができるのであり、そうすると、Xにおいて真の債務者はAであつてA'は単なる名義人にすぎず、A'には真に債務を負担する意思がないことを十分に認識していたものと認められるから、このような場合にまで、A'の実印が押印されていることによりA'の実印の押印された本件融資に係る前記各書類がA'の意思に基づいて作成されたものであるとの推定を働かせることは相当でない」とし、Xの請求を棄却した。

二 研 究

- 1 ①事件では、Yの心裡留保が争点となつており、原審で九三条但書によりXの請求を棄却したのに対し、今回は、Yに心裡留保はないとしている。このように判断したのは、Yが社会保険労務士という資格をもっていることや、

総会屋の構成員には融資を行わないという事情を認識したうえで名義貸しをしていること、また、手形の書換えの際に自分自身で署名押印していることなどから、法的な借主は自己であつて、それによる法的義務は自己が負うことを認識していた、すなわちYが債務を負担するという表示行為と、法的な借主は自分であるというYの内心の効果意思との間に齟齬はないとしたためであると考えられる。

一方、②事件は原審で、A'はXがAではなく自分に対して融資するつもりであることを十分認識したうえで融資を受けていた以上、心裡留保にあたらなゝとして、A'に対する返還請求を認めたにもかかわらず、控訴審では、債務者の認定で、債務者はA'ではなく夫のAであるとしてXの請求を棄却し、心裡留保の判断はしていない。このよゝな判断の違いが生じた大きな理由として、本件貸付の際に振出した手形の署名が、原審ではA'自身のものとされていたのに、控訴審ではA'のものとは認められなゝとされたことをはじめとして、A'が本件貸付に対しほとんど関与してなかつたと認められたためと解される。

他人に名義を貸す名義貸しは、相手方と実質的な利益を受ける者との間の契約に何らかの支障がある場合に（本人に信用がなゝく契約できなゝい場合など）、行われることがある。一般的には、「民法一〇九条、商法二三条などの法理に照らし」（最判昭和三五・一〇・二二 民集一四・一二・二六六二）名義貸人の責任を認めている。この種のケースは名義貸人の承諾を得て、名義借人自らが契約当事者として契約書に署名押印している場合である。これと異なり、名義貸人が、真実には、債務負担の意思がなゝく名義上借主となることを承諾し、自分が契約書等に署名押印した場合に、相手方が名義貸しの事実について知り、または知りうべき場合に、名義貸人の責任を認めうるかが問題となる。



すなわち、名義貸人は自らが契約上の義務を負う意思はなく、そのことを相手方も知りまたは知りうべきであったとして心裡留保の主張をし支払いを免れようとする場合、この主張を認めうるか、解釈が分かれる。

本件は二つの事例とも典型的な名義貸しの事案で、しかも相手方が名義貸しの事実を知りもしくは知りえたというケースである。本件からも窺われるように、名義貸しの事例における名義貸与者の心裡留保の主張に対し、判例の見解はさまざまであり、未だ統一的な処理がなされているとはいえない。以下、名義貸しの事例で、名義貸与者が心裡留保を主張するなどして九三条但書が問題となったケースについて検討したうえで、本件の二つの事例について検討する。

## 2 判例の検討

### I 名義貸人の責任を認める場合

名義貸人の心裡留保の主張に対し、これを否定して名義貸人の責任を認める事例には、①名義人になる意思があつた以上、法律効果を自己に帰属させる意思があり、内心の効果意思と表示行為との間に齟齬はないとして、心裡留保を否定するケース(①事件控訴審、②事件原審もこれに分類される)、②当事者の意思を具体的事実から判断して、心裡留保を否定するケース、がある。以下順に検討する。

- ① 名義人になる意思があつた以上、法律効果を自己に帰属させる意思があり、内心の効果意思と表示行為との間に齟齬はないとして、心裡留保を否定するケース

【1】 東京高判昭和二十七年五月二四日（判タ二七号五七頁）（売買取引において、名義上の売主となった者に対する前渡金返還請求を認めた事例）

【事実の概要】

AはBに杉丸太一千石の売買申込みをしたが、Bは自分の手に余るとしてXに取り次いだ。しかしAに信用がないとしてXが拒絶したため、Aは、木材商として信用のあるY会社社に、Yの名義を貸してくれるよう頼み、Yはこれを承諾した。XはYが売主となるのなら安心であるとし、昭和二十六年一月一三日、XはYから杉丸太を買い受ける契約を締結し、即日前渡金三〇万円を支払ったが（誰が契約時に署名等をしたか、また誰に支払われたか等不明）、Yが履行をしないので契約を解除し、Yに前渡金の返還を求めた。これに対し、Yは、売主として責任を負担する意思はなく、そのことをXも知りえたとして、心裡留保による無効を主張した。

【判旨】 控訴棄却（Xの請求認容）

「自己の名において当事者となることを承諾する者は、自ら相手方その他第三者に対する関係においては、あくまで自己がその取引の主体として法律上の権利義務を取得する地位につくことを承認するものであって、ただ、その取引の結果の経済上の利害を自己が代つてやったその者に帰属させるに過ぎず、この相手方においても、他に経済上の利害の主体の有することを知らず、いと否とにかかわらず、いやしくも自己の名において取引の主体となる者は右のような法律上の地位に立つものであることを承認してその取引を成立せしめるものであるから、契約は常にその名において当事者となった者と相手方との間に有効に成立するのである。」として、心裡留保の主張を否定した。

【2】 横浜地判平成三年一月二二日（判タ七六〇号二二二頁）（クレジットカードの名義貸人について、心裡留

保、虚偽表示を否定して責任を認めた事例)

【事実の概要】

X社はO化粧品会社と提携して、O社のカード会員が購入した化粧品の代金の立替払いをする会社である。AはO社の訪問販売員Bから化粧品を購入しており、Bの勧めでカード会員になる申込みをしたが、住民票の関係でできなかった。そこでYに、Y名義のカードを作りそれを使わせてもらう旨の承諾を得た。昭和五三年三月七日頃、Y方でY・A・B立会いの下、BがYの記載事項を代筆し、支払銀行口座はA名義の口座として書類を作成し、後日XからA・Yにそれぞれ電話で意思の確認がなされた。郵送されたカードをYが受領し、Aに渡したが、その後紛失し何者かが無断でこれを使用して化粧品を購入した。Xからの立替金の請求に対し、Yは心裡留保の主張をした。

【判旨】 Xの請求一部認容（一部は時効で消滅しているとした）

「YとAの関係は、YがAに対し契約当事者として自己の名前を貸すことを承諾していたことになるもの、Yは、相手方たるXに対する関係においては、あくまで自己が取引の主体として法律上の権利義務を取得する地位につき意思表示しているものであって、ただ、その実質上の経済的効果はAに帰属させる意思を有していたにすぎないというべきである。したがって、Xにおいて経済上の利害の主体の存在を知っていたと否とにかかわらず、Yの右申込の意思表示は真意になされたものというべきであり、本件カード利用契約は、何らの障害なく成立するものと解すべきである。」として心裡留保の主張を否定した。

【小括】

【一】判例は、名義人となることの認識がれば法律上の権利義務を取得する内心の意思があったとしている。しかし、名義人となることの認識は法律上の権利義務を取得する内心の効果意思があったとするのは、心裡留保の本質

に反する解釈といえる。すなわち、心裡留保は、表示上の意思の効果を認識しつつ、それと異なる内心の意思を有していることをいうものである以上、名義人となる認識、つまり外形的に法的権利義務を取得することがありうるとの認識と、それを真に自分に法的効果を帰属せしめるという内心の效果意思を有していることは別の問題である。このように外形作出の認識と内心の效果意思とがずれており、それを表意者が自覚している場合こそがまさに心裡留保なのであり、それを区別することなく、名義人となる認識Ⅱ内心の效果意思と解釈する判例の見解は妥当でない。判旨では「名義人の外に経済上の主体があつて、名義人は契約上の責任を負わないとするならば、相手方は常にその関係を調査しなければならず、善意の場合とはかく、いやしくもその関係を知るにおいては取引に應ずる筈がなく、そもそもこのような名義人となること自体が無く無意義とならなければならない。」として取引の安全保護の必要性を強調するが、名義貸しについて相手方が善意の場合は、九三条本文により保護されるのであり、特に問題は生じない。この事例では、相手方はYの信用があるがゆえに取引をしたのであり、心裡留保については善意であつたといえることから、名義貸人に責任を負わせるという結論自体は妥当であるといえる。

また、【2】判例も、名義貸しを承諾した以上は相手方が悪意でも法律効果に関係はないとするものであり、【1】判例の判旨とほぼ同じである。しかし前述のとおり、法律上の権利義務を取得する地位につく意思の表示があれば、その権利義務を取得する内心の效果意思を有することになるのではない。本件では実質上の経済効果をAに帰属させる意思を有していたと認定しており、それはつまり、Y自身はまさか自分が支払義務を負うことにはならないという内心の效果意思（すなわち、単なる経済的效果だけを狙っているのではなく、外形上の債務負担意思の存在と実質的な内心における法的債務負担意思の欠如が問題なのである。）を有していたことであると考えられる。とすると、外形的な表示と内心

の効果意思との間に齟齬がある場合であり、心裡留保にあたると解すべきといえる。<sup>①</sup> もっとも、本件の場合も、信託会社は心裡留保について善意であり、結論としては妥当な判断であったと解する。

② 当事者の意思を具体的事実から判断して、心裡留保を否定するケース

【3】 東京高判昭和五九年三月二二日（金商六七六号二二頁）（担保設定行為が利益相反行為にあたるのを防ぐ目的で、借主と貸主らの協議で名義貸人を債務者として金銭消費貸借を締結した場合、当事者の意思は、本件契約の法律効果を名義貸人に帰属させる点にあった、として名義貸人の心裡留保の主張を排斥した事例）

【事実の概要】

AはYの紹介で、離婚した妻と子の共有不動産を担保にXから融資を受ける合意をした。しかし、利益相反行為にあたりうるとの指摘を受けたため、A・X・Yは協議し、Yは本件不動産が担保に供される以上自己が債務の弁済をしなければならない事態にはならないと考え、借用証書上又は借用名義上、自己を借主とすることを承諾し、Xも担保がある以上借主は重要な問題ではないと考え、Y名義で融資することにした。そこで昭和五五年四月二五日付の金銭消費貸借契約書にYが借主として署名捺印し、同年五月七日にXが貸付金の一部として一〇〇〇万円の小切手をYに交付すると、Yは小切手に自己を受取人として署名捺印し、これを現金化したうえで内二〇〇万円をAのYに対する債務の一部弁済に当て、残りをAに交付した。Xからの貸金返還請求に対し、Yは心裡留保による無効を主張した（本件土地に対する譲渡担保登記は、妻と子が抹消登記の訴えを提起し勝訴確定した）。

【判旨】 控訴棄却（Xの請求認容）

「形式上又は名義・名目上の契約当事者と実質上契約当事者とが別人であるといわれる場合において、必ずしも前者は単なる

符牒にすぎず常に後者が法律上の契約当事者にあたるものということもできず、結局、当該事案の具体的事情の下において、形式上又は名義・名目上の契約当事者と実質上の契約当事者とを分化させた当事者の意図ないし意思が当該契約の法律効果をいずれに帰属させることとするのかを判断して、法律上の契約当事者がいずれであるかを決するほかはない。」としたうえ、本件は担保設定行為が利益相反にあたる恐れがあると助言され、これを避けるためAではなくYを名義上の借主としたのだから「右関係者の意思は、Yを借用証書上又は借用名義上の借主とすることによって本件消費貸借契約上の法律効果をYに帰属させようとするにあつたものといわなければならない。」とし、債務者はYであり、X・Yの意思は法律効果をYに帰属させるものであつた以上、心裡留保はないとした。

### 【小括】

【3】判例は、名義貸しを行った当事者の意思が、Yを債務者とするにあつたとして、Yを債務者と認定した事案である。判例は、債務者の認定という事実認定によつて処理し、心裡留保については「YおよびXの意思は、契約の法律効果をYに帰属させることであつたものというべきであるから、Yには自己が借主となる意思はなかつた」と主張できない、として否定した。事実認定によれば、Yは「本件不動産が担保に供される以上自己が債務の弁済をしなければならぬ事態にはならないと考へ」とある以上、逆にいえば、担保がなかつたならば、自分が債務を弁済する羽目になるかとの意思はあつたと考えられる。したがつて、法的な債務負担意思がなかつたことまではいいきれないといえる。ただ、本件貸付は、Xとの利益相反行為を防ぐ目的で協議によつてなされたものであり、むしろ虚偽表示の事案にあたるとも解される。今回、Y側が通謀虚偽表示の主張をしなかつたためか、この点についての検討はなされておらず、微妙なケースではあるが、前述のとおり、Yに法的債務負担意思がなかつたと考えられない以上、

債務負担という外形的表示と、内心の効果意思に齟齬があったことにならず、心裡留保を否定した結論そのものは妥当なものと考ええる。

## Ⅱ 名義貸人の責任を否定する場合

Ⅰと同様に、名義貸しの事例において、名義貸人の心裡留保による無効主張をみとめ、名義貸人の責任を否定する場合がある。大きく分けて、①心裡留保の主張を認めたケース(①事件原審がこれにあたと解する)、②実質的借主を債務者と認定することで否定したケース(②事件控訴審がこれにあたと解する)、③相手方が名義貸しについて関与していたことから、信義則などの一般法理と合わせて九三条但書を「類推」して否定したケース、がある。Ⅰの事例といかなる違いが存するのか、以下検討する(なお、①と②のケースについては、まとめて検討する)。

③ 相手方が名義貸しについて関与していたことから、信義則などの一般法理と合わせて九三条但書を「類推」して否定したケース

【4】 福岡高判平成元年一月九日(判時一三四七号五五頁・原審長崎地判平成元年三月二九日判時一三二六号一四二頁、判タ七〇四号二三四頁)(信販会社が名義貸しについて悪意の場合、公平の観点から民法九三条但書を類推して立替払契約の効力を否定した事例)

### 【事実の概要】

AはBに対する店舗の内装工事代金の残金を、Bと提携していたX信販会社に立替払してもらおう予定であったところ、Aの

信用が十分でないことから断られた。このためX社の支店長代理Cの教示により、店舗の入っているビルの所有者でありAの貸人であるYに、立替払契約の申込人として名義貸しを依頼し、Yは承諾した。そこでCが担当して八九〇万四〇〇〇円の立替払契約を締結したが、Cは工事の施行主がAで、Yは名義貸与者に過ぎず、代金はAが払うことを知っていた。その後支払いが遅滞しXからYに立替払金の請求がなされたのに対し、Yは九三条但書による無効を主張した。

原審は、公平の原則ないし民法九三条但書の適用により、Xの請求を棄却した。

【判旨】 Xの請求棄却

「立替払契約において自己の名義使用を許諾した名義貸与者は、仮に右立替金の事後の返済は他の者の責任においてなされ、自らはその支払いをする必要がないと考えていたとしても、右の点は単に立替払契約を締結するに至る一つの動機に過ぎないのであり、立替払契約を締結する意思そのものがあつたことについてはこれを否定することはできないものといわざるを得ないしたがって、……Yにおいて本件立替払契約を締結する意思があつたものといふべきであるから、意思の欠缺に関する民法九三条を本件にそのまま適用することはできない」が、信販会社が名義貸しを知りあるいは知りうべき場合は保護する根拠が失われており、名義貸与者に契約上の債務を負担させることは著しく公平を欠くことから民法九三条但書を類推して、立替払契約は効力を生じない、とした。

【5】 最判平成七年七月七日（金法一四三六号三一頁）（銀行が貸付を行う際、名義貸しの事実を知っていたときは、貸主として保護を受けるに値せず、九三条但書類推適用により、借受人に対して貸付金の返還請求を求めることができないとした事例）

名義貸しにおける最高裁判決であるが、すでに前回（法学論集五一卷六号一四二頁）掲載済みであるので簡単に事



実と判旨を挙げる。

Yら一八名は、Aに金融を得させしめる目的で、Aの会社が建築したマンションをYらが買ったとする住宅ローンに名義を貸した。借入に必要な書類はYらの意思に基づいて作成されたが、第三者（おそらくA）が署名、押印を代行したものが少なからずあった。その後XからYらの口座に入金された金員は、Aの会社の債務返済などに当てられていたが、Aが倒産したため、X銀行がYらに貸し金返還請求をなしたのに対し、Yらは民法九三条但書の類推適用により、効力を否定すべきと主張した。

最高裁は、X銀行のさまざまな融資方法や、住宅ローン返済が滞った後もYらではなくAに督促の電話が入ったことなどから、Xは悪意であり、このような者は「消費貸借契約上の貸主として法的保護をうけるには値しないと言ふべきであつて、結局、民法九三条但書の適用ないしは類推適用により、XはYらに対して本件貸付金の返還を求めるとは許されないものと解するのが相当」とした原審の判断を妥当とし、貸金返還請求を否定した。<sup>(2)</sup>

〔6〕 東京地判平成一一年一月一四日（金商一〇八五号三一頁）（名義貸人に対する、銀行からの貸し金返還請求が九三条但書の適用ないし類推適用によって否定された事例）

【事実の概要】

X銀行本店総務部と特別の関係をもっていたAが、Xの支店に融資を申し込んだところ、Aには担保となる不動産がないとの指摘を受けた。このためAは、当時男女関係にあり不動産を有するYに、名義貸しを頼んだところ、Yは、AとX本店総務部との特別な関係により融資が簡単に受けられるものと信じ、ただ融資の形式を整えるために自分が借主になると思つて名義使用を許諾した。AはXの支店との交渉を自ら行い、昭和六三年六月二〇日にYと同支店を訪れ書類を作成し、三五〇〇万円の融資を受けた。Aは、その後三回にわたつて合計六九〇〇万円の融資を電話で申し入れ、Y名義で即日貸付を受けた。これらの融資は手形貸付の方法によつたため、Yが支店を訪れ手形に署名するなどしたが、Xは融資金を必要としているのが専らAであること

を認識していた。また、本件返済が滞ってから五年間、請求はYではなくAにされていた。Xからの貸金返還請求に対し、Yは九三条但書による無効を主張した。

#### 【判旨】 Xの請求棄却

「Xが、本件貸付を必要としていたのがいずれの場合においても専らAであり、これに対する弁済資金を用意するのもAであることを認識していたこと、本件において、Xは、さしたる調査もしないまま、短期間のうちに融資を決定し、わずか一年余りのうちに合計一億円余りを次々と融資実行していたものであるが、これは、もともとXの本店総務部とAとの間の特別な関係に由来するものであることが窺われること、…：本件貸付においてYの名義が使用されたのは、専ら担保物件を有しないAには融資ができないというXの内部的制限を潜脱しようとするものであったことが窺われること、本件貸付に対する返済が滞っても、相応な期間が経過するまでYに対する請求すらなされなかつたことからすれば、本件貸付当時、貸主であるXにおいて、名義上の借主であるYが弁済することを真に期待していたとは評価し難いのであって、Xとしても、Yが名義をAに貸したにすぎず、自らは債務を負担する意思を有していないことを知っていたものと認めるのが相当である。」とし、「九三条但書の適用ないしは類推適用により」Xは返還請求できないとした。

【7】 大阪高判平成一一年五月二七日（金商一〇八五号二五頁）（名義貸人が銀行からゴルフ会員権の購入資金の融資を受けた場合において、当該融資にかかる金銭消費貸借契約が九三条但書の類推により無効とされた事例）

#### 【事実の概要】

ゴルフ会員権の売買斡旋等を業とするA会社の代表者Aは、個人会員に限っている本件ゴルフ会員権を取得するため、そのゴ

ルフ場を経営している会社と業務提携をしているB銀行の支店長B'に協力を求めた。両者は、A会社がA'の知人の個人名義で会員権を取得しそれをAの資産とする、会員資格保証金(一二〇〇万円)は各個人名義でB銀行の提携ローンにより融資を受けて支払い、その分割弁済はAがする旨合意した。またその合意により、A'はB'の支店に、B'の紹介で金融業者から高利で借りた三億円を協力預金した。その後、A'はB'、Y他数名に名義貸しの承諾を得(但しB'自身は後に名義貸しをやめている)、入会承諾を得てY名義で前記提携ローンの申込をした。なお、このローンはX保険代行業の信用保証を得る必要があったため、A'はY名義でその保証委託契約も行った。これらの契約はB'とA'が手続きをしてYは直接の折衝などはしていない。その後Aが支払いを滞ったため、XがYに保証債務の事前求償を求めたのに対し、Yは九三条但書による無効を主張した。

原審は九三条但書を類推適用してXの請求棄却。

【判旨】 控訴棄却 (Xの請求棄却)

「本件消費貸借契約については、AとYとの間で、Aが右契約に基づく債務をすべて負担して履行し、Yは何も負担しないことが合意されていたのであり、B'は……支店長として自ら又は部下に指示して右申込の処理を担当し、AとYとの間に右のような約束があることを承知しながら、右申込を承諾したのである。しかも、B'は、右の承諾をするについて、Aに巨額の協力預金をして貰い、かつ、少なくとも本件消費貸借契約が締結される前後ころまでは、自らもAのためYと同じ立場でAに名義を貸すことを承諾していたのである。……また、銀行の支店長は一般に支店の業務遂行の全般について広範な権限を持っているものと認識されているということができるところ、Yは、A'から、支店長のB'が承知し自らも名義貸しをする予定であることを聞かされたこともあって、自らは何ら負担をしなくともよい関係にあるものと考え、本件の名義貸しに応じたものである。このような本件消費貸借契約締結の経緯に鑑みると、B'においてYが契約当事者であることに基づいて本件消費貸借契約の履行を求めることは信義則上許容しがたいところということができるところであり、本件消費貸借については、民法九三条但書の規定を類推適用し

て、これを無効と認めるのが相当である。」とし、保証債務も負担しないととしてXの請求を棄却した。

【8】 広島高判平成一二年九月一四日（金商一一一三号二六頁）（迂回融資に銀行が積極的に関与した以上、法的保護に値しないとして九三条但書の類推適用により債務者および連帯保証人に対する返還請求が棄却された事例）

#### 【事実の概要】

訴外A会社は資金繰りが苦しく、取引銀行であったXの支店長Hと、A会社の代表者Aおよび顧問税理士Y<sub>1</sub>と追加融資について協議を重ねていたが、XはすでにAに多額の貸付を行っており追加融資は困難であることからY<sub>1</sub>名義で融資をすることで合意し、平成三年四月一日、Y<sub>1</sub>に一億五千万円（支店長権限により融資できる限度額）の手形貸付による融資を行った。この債務に付きY<sub>1</sub>の妻Y<sub>2</sub>が銀行取引約定に基づいて連帯保証した。さらにA会社は融資が必要となったため、Hらは協議の上、同年四月三〇日、今度はY<sub>1</sub>が代表者であるY<sub>3</sub>会社名義で、一億五千万を手形貸付の方法により融資した。なお、融資の際に必要な銀行取引約定書、根抵当権設定関係契約証書、連帯保証する旨の書面にY<sub>1</sub>らはそれぞれ署名押印している。その後A会社が倒産し、XがY<sub>1</sub>らに貸金返還請求したのに対し、Y<sub>1</sub>らは債務者はA会社であると主張した。

原審は、Y<sub>1</sub>らの心裡留保の主張を否定し、Xの請求を認容した。

#### 【判旨】 原判決取消（Xの請求棄却）

債務者はY<sub>1</sub>、Y<sub>3</sub>としたうえで「しかしながら……融資は、いずれもAの資金繰りのためになされ、現実にも、融資金がY<sub>1</sub>らの口座に入金されると直ちにAの口座に振り込まれたものであり、Y<sub>1</sub>らは右各融資について直接の利益を受けたわけではない。しかも、X支店長Hは、Y<sub>1</sub>及びA'に対し、Aに対する追加融資は困難であるがY<sub>1</sub>、Y<sub>3</sub>を借主名義人とするなら融資が実行できると

提案し、その結果右各融資がなされたものである。そして、……弁論の全趣旨によれば、H、Y<sub>1</sub>、A'の間では、右各融資金の返済はAがすることになっていたものと認めることができ、また、Xは、右各融資の返済が滞ってからもしばらくの間は、Yらに對しその返済を求めた様子は窺えない。要するに、右各融資はYらの名義貸しによるいわゆる迂回融資であり、Xは、右の名義貸しに積極的に協力したものである。』そうすると、Xの貸主たる地位は法的保護に値せず、九三条但書の類推適用により返還請求できない、とした。

### 【小括】

以上の判例はいずれも、相手方が名義貸しに積極的に関与した事例であり、保護に値しないことを理由として、九三条但書を類推するとともに、事例によっては一般条項もあげて名義貸人の責任を否定している。しかし、これらの事例はすべて、九三条を類推するのではなく、直接適用することによって解決すべき事例であつたと解する。具体的に検討すると、【4】判例の判旨では、名義貸人が弁済の意思がないとしても立替払契約を締結する意思があつた以上、心裡留保は成立しないとしている。しかし、事例から見ると、Yは支払義務を負わないという内心の効果意思を有しつつ、立替払契約を締結するという表示行為を行ったと解するべきであり、まさに典型的な心裡留保の事例といえる。すなわち、心裡留保とは、対外的には、債務負担意思のあることを表明しつつ、内実においては眞の債務負担意思を有していないことをいい、本件はまさにそれにあたり、表示行為に對応する内心の眞意の欠ける場合なのである。それにもかかわらず、わざわざ心裡留保を否定して契約を有効としたうえで、相手方悪意であることを理由に九三条但書を「類推」する判旨は迂遠であり、妥当でないと解する。また、最高裁判決である【5】判例の判旨、および実質上の借主と相手方が特別の関係にあり、融資を行うための内部的制限を潜脱するために名義貸しが行われた

場合である【6】判例では、九三条但書の適用ないしは類推適用によって返還請求できないとする。【6】判決の判旨では、Yが「自らは債務を負担する意思を有していないことを知っていたものと認めるのが相当である。」と述べており、Yの内心の効果意思を債務負担の意思がないものと考えていると解される。内心の効果意思をこのように解する以上、債務負担をするとする表示行為との間に齟齬があるのであり、九三条但書の適用で処理できる事案といえる。さらに、【7】判例、【8】判例とも、相手方が名義貸しについて悪意である以上、請求を認めることは妥当でないとして、九三条但書を類推して効力を否定したもので、九三条但書の類推適用により名義貸人の責任を免れさせた【4】【5】【6】判例とはほぼ同様の結論をとっている。しかし、【7】判例の事例は、Yの内心の効果意思は、自らは何ら負担をしなくともよい関係にあるというものであり、そのような内心の意思があるにもかかわらず名義を貸して、あたかも自ら債務を負担するかのような表示をしているのであるから、典型的な心裡留保にあたる。また【8】判例は、X支店長Hから迂回融資のための提案がなされて、名義貸与者と協議の上で融資を行っていることから、単に心裡留保について悪意というよりは通謀虚偽表示であり、債務者の認定でも処理しえたのではないかと考える。この点、原審でYらが心裡留保を主張していたが認められなかったためか、控訴審では債務者がAであるとして争っていたのに対し、控訴審の判断は債務者をYらとしたうえで、九三条但書の類推適用をして返還請求を否定した。結論は妥当であるが、九三条但書の適用により処理すべきであった事案と解する。

以上見てきたように、名義貸人の責任を否定する場合のひとつの理論構成として、九三条但書の「類推」がある。特に、最高裁判決【5】判例以後、この理論構成による事例が多数あり、この流れは今後も続くと思われる。これらの判決と同様の見解として「たしかに、立替払契約を締結する意思そのものはあったと考えられるかもしれない。し

かし、名義貸与者に立替金支払債務を負う意思はない。したがって、九三条を適用することができないとしても、類推適用の余地がある。」と主張する見解がある。<sup>(3)</sup>しかし、前述のとおり、これらの事例は「類推」によらなくとも九三条によつて処理することが可能であるうえ、それによつて何ら不都合も生じることなく、妥当な結論を導くことができる。すなわち、名義貸しの事実そのものについて、もしくは名義貸人が債務を負担する意思はないというその内心の効果意思について、相手方が善意である場合は九三条本文により名義貸人は無効主張できず責任を負う一方、相手方が名義人の内心の効果意思について悪意である場合は〔4〕―〔8〕判例のケース)、九三条但書によつて名義人は責任を負わなくてよいことになり、取引の安全を損ねるようなことはない。それにもかかわらず、判例が「類推」適用をするのは、〔5〕最高裁判例でこの理論を認めたためと考えられる。しかし前述のとおり、端的に九三条但書の適用により処理すべきであると解する。ただし、名義貸しをした以上は、相手方の主観にかかわらず責任を負うとした〔1〕判決の判断の一般化は問題があるし、〔5〕判決以後、九三条但書の「類推」という理論構成にも疑問がない訳ではない。それにもかかわらず判例は、相手方悪意の場合には名義貸人は責任を負う必要はないという判断をしており、この結論そのものは妥当であると考ええる。

〔9〕 東京地判平成五年七月二六日 (判タ八六三号二二七頁) (名義貸しによる金銭消費貸借において、貸主、売主双方の事情を考慮し、名義貸人の責任を否定した事例)

【事実の概要】

Aは知人BからXローンサービス会社の支店長Cの紹介を受け、Cの示唆で、Aの社員二名の名義を借り、自己を含め三名で

土地を購入したことにし（実質はAが一二〇〇万円で購入し、融資金額との差額を自分のものにしていた）、各二〇〇〇万円の合計六〇〇万円の融資を申込んだ。Cは自己の業績を挙げるためこれを黙認し、かつ、十分な担保評価調査をせずに右貸付の決済を承認した。ABは同様に、適当な不動産を見つけては他人の名義を借りてローンを組み、差額を自己のものにするという方法で、昭和五三年一月から半年間、六回にわたり、合計二九名の名義を借り合計五億四八三〇万円の住宅ローンをCの決済で受けた。Y夫婦はAから名義貸しの依頼を受けこれを承諾し、昭和五四年五月二三日、X会社支店に赴き、夫Y<sub>1</sub>が住宅ローンの貸付を受け、妻Y<sub>2</sub>がこれを連帯保証する旨の書類作成などの手続きをした。その際Cは、名義貸与者に責任はない旨Y<sub>1</sub>らに述べ、Aから謝礼物品の贈与を受けていた。Xからの貸金返還請求に対し、Y<sub>1</sub>らは、通常の名義貸しより違法性が高く契約上の責任を負わないと主張した。

#### 【判旨】 Xの請求棄却

名義貸しには、保証人的意味で名義上の借主となつている場合もあり、名義上の借主が利益を受けていないことや貸主が悪意であることを理由に契約上の責任を免れるとすると、当事者の意思に反し、ひいては信用のない者がこのような形式で融資を受けられなくなることから、貸主が名義貸しについて悪意である場合、「一律に名義上の貸主が契約上の責任を免れると解することとは相当ではなく、その責任の有無については、名義貸しに至った貸主側、借主側双方の事情に照らし、当該契約において名義上の借主が経済的效果を享受しないにもかかわらず敢えて当事者として出現したことが法的效果を自己に帰属させる趣旨のものであったか否かを判断する必要がある。」「本件消費貸借契約および本件連帯保証契約締結当時、貸主であるXにおいて名義上の借主又は連帯保証人であるY<sub>1</sub>らが返済することを真に期待していたとは評価しがたく、……Y<sub>1</sub>らも（事実上の紛争発生の危険はともかく）真に返済することを想定していなかったものであるから、Y<sub>1</sub>らの名義は貸主の信用その他Y<sub>1</sub>ら固有の事情に基づき法的效果を帰属させるべく使用されたものというよりも、むしろ、原告内部の書類を調えるためにいわばAを表象する名称程度の



ものとして便宜的に用いられたというべきである。」とし、「本件消費貸借契約は、民法一条に内在する禁反言の原則及び同法九三条但書の精神に照らし」効力を生じない、とし、Xの請求を棄却した。

【小括】

【9】判例は、融資先の担当者と名義貸与を受けた者とが結託して過剰な融資をうけ、その融資金の一部を自分たちのものとしていたという違法性の高い事案において、禁反言の原則及び九三条但書の精神により、効力を否定した事案である。通常の名義貸しに比べて違法性が高いことから「禁反言の原則及び九三条但書の精神に照らし」という根拠が示されたと考えられる。しかし本件は、二九名もの名義貸与者を使って、融資先の支店長自らが関与して繰り返し不正な融資を行っていたという特殊な事情があり、銀行側の、単なる名義貸しについての悪意とは異なるといえる。すなわち、支店長Cが、名義貸与者には責任がないと名義貸人に説明するなどして、自己の成績を上げるために名義貸しを利用して融資していた以上、銀行の意思は名義人への融資ではなく、実質的な利益帰属主体への融資にあったといえる。したがって、当事者の認定において債務者をAまたはBとして処理すべき事案ではないかと考える。

三三ま と め

1 判例は【1】事件以来、名義貸しの承諾は、法律上の権利義務を負うという内心の効果意思があったと考え、後に心裡留保を主張して責任を免れることを原則として認めていない。しかし、相手方が名義貸しに積極的に関わっているなど、名義貸与者に責任を負わせるのは公平の観点から不当と思われる事案について、九三条但書を類推適用するなどして、公平を図っている。しかし、「九三条但書の適用ないし類推適用」としてしまい、本来九三条但書だけ

で十分処理できるはずの事案まであいまいに処理されており、結論の妥当性のみが図られているように思われる。このような判決が多く存在する理由として、【一】判例の判旨で述べられたとおり、名義貸しの承諾（の意思）がある以上、法律上の権利義務を負うという内心の効果意思がある、という判断があるためと考えられる。しかし、前述のとおり、心裡留保は、表示上の意思の効果を認識しつつ、それと異なる内心の意思を有していることをいうものである以上、名義人となる認識と、真に自分に法的効果を帰属せしめるという内心の効果意思を有していることは別の問題であり、それを区別することなく、名義人となることの認識＝内心の効果意思と解釈する判例の見解は妥当でない。にもかかわらず、なぜ判例が「九三条但書の適用ないしは類推適用により」として類推適用についても根拠としていいのか。この点、契約を名義貸与者の代理人として実質上の借主が締結している事例と、実質上の借主が契約の交渉をしていると同時に、契約締結に際して名義上の借主に同行し、あるいは名義上の借主だけでなく実質上の借主も契約書に署名するなどの行為を行っている事例とを検討した上で「代理人（ここでは実質上の借主）のみが契約締結に関与している場合は、判例通説に従って、九三条但書を類推適用する。しかし、代理人とともに本人（ここでは名義上の借主）が、契約書類に署名するなどの行為によって契約締結に関与している場合には、名義上の借主と実質上の借主の、いずれを契約上の借主とするかについての認定が困難となるため、九三条但書が『適用ないしは類推適用』されているようである。」とする分析がある。<sup>4</sup> 名義貸しの承諾＝法律上の権利義務を負うという内心の効果意思があるとする判例の立場に従った上で検討すると、このような分析も成り立つと解されるが、名義貸しはまさに心裡留保の典型例であるという自説の立場から検討すると、実質上の借主のみが契約締結に関与している場合であろうとならうと、名義貸しについて相手方が悪意又は有過失であれば九三条但書の「適用」により、名義貸人は無効主張

ができると解する。

思うに、判例は、名義貸しの態様として、a. 本人に信用がないことから保証人的意味で名義を貸す名義貸しであり、相手方も名義貸しの事実を知った上で、名義貸人の信用を担保に取引をするケース〔1〕、〔9〕判例でこのような例のあることについて触れているから、b. 本人と相手方との間で直接取引すると何らかの問題が生じる場合に、わら人形的に名義を借りるケース（判例〔4〕～〔8〕の場合）までであると想定しているようである。そして、aのケースでは相手方保護のため、名義貸人となる意思を〔1〕判例のように解していると考えられる。しかし、名義人の意思を〔1〕判例のように解すると、aのケースでは心裡留保を否定して名義貸人の責任を追求でき、取引の安全を図ることができるが、bのケースでは、むしろ積極的に名義貸しを利用した相手方に名義貸人の責任追及を認めることになり、結論の妥当性に問題が生じることになる。このため、判例〔4〕～〔8〕のように、九三条但書を「類推」して、名義貸人の責任を否定すると考えられる。しかし、aのケースのうち、名義貸人自身に保証人的意思すらない場合、支払いについて争いが生じるのであり、やはり、契約上の責任を負うという表示行為と、内心の効果意思との間に齟齬がある心裡留保の典型例に過ぎない。名義貸人がいざとなったら保証してくれるであろうと思つて取引をした相手方の保護は、九三条によつて十分図りうる。また、bのケースにおいても、九三条但書を適用することで妥当な結論を導くことができるのであり、「類推」の必要はない。したがつて、判例のいう保証人的意味の名義貸しであるか否かにかかわらず、心裡留保として判断すべきと解する（ただし名義貸人が真実、保証する意思を有していた場合は保証契約と認めるべきである）。

2 このように見てみると、①事件原審、②事件控訴審のように、自己が債務を負担しないということが名義貸人の

内心の効果意思であり、債務を負担するかのような行為が表示行為であると解する判断こそが、妥当であると解する。すなわち、そもそも「心裡留保とは、内心の意思を秘匿してそれと合致しない効果意思を表示する意思表示を意識的に、かつ、相手方と通謀することなく行うことである」(注釈民法(3)二二七頁)。とすると、名義貸しの場合、自分は権利義務を取得しないとする内心の意思を秘匿して、あたかも権利義務を取得するかのようになり名義人として効果意思を表示する意思を意識的に、かつ、相手方と通謀することなく行っている以上、名義貸しは心裡留保の典型的なケースといえる。したがって、相手方がこれについて善意であれば、もちろん無効の主張をすることはできないが、相手方が名義貸しについて悪意である場合まで保護する必要はなく、九三条但書を「適用」して無効主張を認めるべきである。

したがって、①事件控訴審が心裡留保を否定したのは、心裡留保に対する誤った判断であると解する。控訴審で、内心の効果意思を「その返済に際しては実質上は何らの資金を要する必要もないと考えていたことが認められる」(これはつまり、Yの内心の効果意思は支払うつもりはなかったということである)としながら、「Yは、本件各貸付契約上の法的な借主は自己であって、それによる法的義務は自己が負うことを認識していた」以上、心裡留保ではないとしたのは妥当でない。原審で判断したとおり、Yには心裡留保が成立しており、それをXは認識していたといえ、九三条但書により無効となると解すべきである。

また、名義貸しのケースの中には債務者の認定で処理したり、もしくは処理すべきであったと思われる判例がある(【3】【9】判例)。本件②事件控訴審も、心裡留保ではなく債務者の認定で処理をした。名義貸しのケースは、名義人以外に、常に実質的な債務者が存在する。相手方が善意であれば、たとえ実質的な債務者が他に存在し、したがって

経済的利益が名義人以外に帰属することになっているとしても、それは一度名義人に帰属した利益を名義人がそのまま実質的債務者に帰属させたというだけのことであり、名義人以外に実質的な利益帰属主体がいることを相手方に主張し、弁済を免れることは許されないのは当然である。しかし相手方が悪意の場合、また特に積極的に名義貸しにかかわっている場合は、相手方の意思としては実質的な利益帰属主体に対する貸し付けであり、事実認定で債務者を名義人ではなく実質的な債務者と認定できる事案が生じるといえる。すなわち、相手方が名義貸しについて善意である場合、善意の相手方の意思はあくまで名義人に対する貸付けであり、名義人の資産を評価している以上、実質的利益の帰属が他人に渡ったという、貸付後の事情によって債務者が異なるようなことになっては、不意打ちとなつてしまふ保護に欠けることになる。しかし、悪意の相手方は、貸付の時点ですでに名義貸人からの弁済を当てにしておらず、不意打ちとはならないことから、実質的な利益帰属主体を債務者としても、特に債権者保護に欠けることはないばかりか、債権者自身の意思を素直に解釈すれば、名義人ではなく、弁済を期待している利益帰属主体たる債務者との契約を締結したと解するべきである。したがって、契約時に、債権者が名義人に弁済を期待していないケースでは、弁済を期待している実質的利益帰属主体との間で契約を締結したと解するべきであり、債務者の認定で処理すべき場合であると考える。このような基準で判断すると、②事件については、原審の事実認定と異なり、手形の署名はAのものと認定されなかつたうえ、A名義の預金通帳及び届出印はAが保管しており、自由に使用が可能であつたこと、また、以前の融資についての弁済は、銀行からAに対して連絡があり、AがA名義で支払つていたこと、さらにその後手形書換えによる弁済期延期について、A自身が関与したことはなかつた、という事実が認定されている。これらの事実からすると、X銀行は貸付時、Aから弁済してもらうことを期待していたとは考えられず、Aを介在させることで

Aとの契約を締結しようとしていたといえる。よって、債務者をAではなくAと解するのは妥当といえる。

本件のような有価証券を担保にした手形貸付における銀行実務では、まず、銀行取引約定書（担保の提供や処分、期限の利益喪失など、銀行との取引一般についての約定を定めたもの）に銀行と相手方の署名、押印がされる。それとは別に、印鑑票というカードに、<sup>(5)</sup>取引の際に使用する署名（但しこれは会社のゴム印などでもよい）をした上、そのカードの奥書欄に自筆の署名と印鑑を押したものを銀行は保管しており、取引のたびに、契約書の署名（もしくはゴム印など）と、印鑑票に登録された取引の際に使用する署名とを照らし合わせて、確認するという手続きをとる。本件②事件の場合、A自身がしたと認められた署名は、①一回目の融資の際に作成された銀行取引約定書、②本件融資にかかる有価証券担保差入証書、③本件融資の日付の普通預金払戻請求書、および平成元年三月一五日の払戻請求書、④三回目の融資から使用されたA名義の普通預金口座にかかる届出印の変更届、印鑑届、および普通預金印鑑票のみである。とする

と、①銀行取引約定書、②有価証券担保差入証書は自署していることから、A自信の関与を認めることができるとしても、一番肝心の手形の自署が確認されていないということになる。このようなわずさんな融資の背景には、もともと、印鑑票の署名欄に登録された署名（本稿末尾の注②の署名）が、契約書や手形に記入されていれば、極端な場合、第三者が記入していても本人が記入したとして処理してしまう銀行実務の実情があると思われる。しかし本件では、手形の自署を確認しなかった以外にも、手形書き換えにAが関与していなかったことや、弁済の請求をもっぱらAにしていたことなどをあわせて考えると、Aが債務者であるかどうかはXにとつてさほど重要なことではなく、Aに対する迂回融資を目的とする手段に過ぎなかったということがありと推察される。よってAを債務者と認定してAへの弁済を否定したことは妥当と解する。

- (1) 他に、名義人となることの認識があれば法律上の権利義務を取得する内心の意思があったとする判例として、東京地判昭和五七年三月一六日(判時一〇六一号五三頁)がある。Yは、Aの知人が出展している陶芸作品の名目上の買主となることを依頼され、買主としての名義貸しを承諾したことから、AがYを代理して売買契約を締結し、代金支払方法としてX信販会社と立替払契約を締結した、という事例で、XのYに対する割賦金の支払請求に対し、判例は「一般に、契約の当事者としての名義を第三者に貸すことを承諾した者は、当該契約の相手方との関係では自己が当事者としてその法律効果の帰属主体になるが、その実質上の経済的效果は名義を借り受けた者に帰属させるとの意思を有するものと推認すべきである。」として、Xの請求を認めた。この事例では、当事者が心裡留保の主張をしなかったためこの点についての判断はされていないが、判旨で、買主として取り扱われてもよいという趣旨での承諾をすることは、相手方との関係で法律上の権利義務を負う内心の意思があったと解している。もつとも、この判例については、AがYを代理して契約していることから、表見代理が成立するのではないかという点がさらに問題となる。この点、Yの売買契約が表見代理により有効になる以上Yは立替払契約上も責任を負わなくてはならないとする見解もある(本田純一「立替払い契約における名義貸与者の責任」金商六九二号五〇頁)。

- (2) 類似のものとして東京高判平成二二年九月二八日(金法一六〇五号三七頁)がある。架空のオートローンクレジット契約を信販会社に申請し、金融を得ようとした中古車販売業者Aが、Bに対し、その目的を隠して営業の便宜上車の名義人となる旨依頼し、Bはこれを承認した上、信販会社からの意思確認の電話に対しても、特に異議をのべなかったという事実から、Bの、クレジット契約の債務者となる意思の有無が争われた。判決では、車の名義人となる意思はあったが、クレジット契約の債務者となる意思はなく、意思確認の際のBの意思表示は心裡留保にあたりとされた。

- (3) 青野博之「名義貸与者に対する信販会社の立替金請求と過失相殺の類推適用」ジュリスト九八七号一〇五頁

- (4) 山根聡恵「名義上の借主の責任に関する最近の判例の傾向」法学ジャーナル六九号二一三頁

- (5) 印鑑票の実例は左の通りである(但個人用)。

平成 年 月 日から使用 (個人用) 顧客番号

印鑑	鏡取整理番号 No.	住所	〒 _____	
	注①	職業	電話	( _____ )
氏名		(フリガナ) 署名(判)または記名判 (生年月日 T.S. 年 月 日)		
注②				銀行 使用 権
貴行との融資取引およびこれに関連する一切の取引に使用する私の印鑑を上記のとおりお届けします。 平成 年 月 日 氏 名 注③ 株式会社 ○○ 銀行 (本人自署押印願います)				
				(検印)
				(受付)

(保存 用済後10Y)

(#01-101) 5.5.-50x100 画

注①の印鑑印は注③のものと同じのものでなくてもよい。いわゆる銀行取引印であり、取引の際に用いる。

注②の署名は記名でもゴム印でもよい。これも個々の取引の際に用いる。

注③の署名と押印は必ず本人にさせることになっている。原則として実印を用いる。